

2016 No.523

contents

- ▶小竹祇園山笠 2
- ▶父から受け継ぐ その思い 4
- ▶みんなのひろば 6
- ▶点描・町長の動き 7
- ▶役場からのお知らせ 8
- ▶小竹こども園と
子育て支援センター-たけのこ情報 14
- ▶健康情報 15
- ▶中央公民館だより／図書室新刊のお知らせ 16
- ▶暮らしの情報 17
- ▶福岡県消防操法大会ポンプ車操法に出場 20

ひまわりだより

8月号





～町無形文化財に指定されている小竹祇園山笠は
約200年以上にわたり伝承し、地域で守り続けている～





小竹祇園山笠は、貴船神社に伝わる奉納行事です。昔は町内の地域に山笠が建っていて、博多の山笠のように当番制で行っていました。しかし、現在は小竹区のみとなり、小竹祇園山笠振興会が歴史ある伝統を引き継いでいます。

7月16日にこども山笠からはじまり、18日の早朝にかける青年有志朝山で、2年ぶりの小竹祇園山笠は無事に閉幕しました。

和太鼓の音とともに、貴船神社を出発し、わっしょい、わっしょい、と大きな声を張り上げ、高さ約4メートル、幅約2メートルの山笠をひいて、町を駆け巡る光景

は圧巻です。そして、その山笠を走って追いかける人々の顔には笑顔があふれていました。

山笠の魅力には、ひいている途中で、大きく上下に揺らす「がぶり」や車輪を軸に回転させる「引廻し」、そして、沿道からの勢い水などがあります。

山笠には、いろいろな方の思いが込められ、そのひとつに、平野嘉範さんが込めた車輪の思いがあります。今年の新しい山笠の車輪は、平野さんが無事成功を祈り、伝統である木で、1年かけてつくられました。その特別な思いを胸に、山笠をひいていました。





— 父から受け継ぐ その思い —

8月15日は終戦記念日。終戦から71年が経過し、戦争体験者も年々少なくなり、戦争を知らない世代に、今後どのように平和の尊さを伝えていくのかが問題視されています。その中で、御徳一区にある「兵士・庶民の戦争資料館」は、兵士・庶民の立場から戦争の真実を追求し、戦争の非人間性、愚かさ、非条理性、悲惨さを訴え続けています。

初代館長の故武富登巳男さんは、旧陸軍兵士として出征され、ビルマ戦などで航空偵察兵として従軍された後復員された戦争体験者です。戦地で亡くなった戦友たちの思いと共に、血と涙の戦争を二度と繰り返してはならないことを伝えるために、昭和54年7月に、飯塚市忠隈の自宅の一室で、日本で最初の民間戦争資料館を開館されました。そして、平成9年に現在の場所に移転し再開館します。初代館長が亡くなられた今でも、妻の智子さん（館長）と息子の慈海さん（副館長）が、その思いを受け継がれています。

父の思い…ふたつ

「手にふれて下さい。鉄帽はかぶり、軍靴ははいてみて、その重さ、堅さなどを知って下さい。」という注意書きは、30年前に初代館長が手書いたものです。これは、ガラスケース越しで実物を見ているだけでは、戦争の本質はなかなか伝わら

ないというのが父の考えだったからです。鉄かぶとを手に取り、触れてみると、冷たくて、重いと実感できます。また、その実物が語りかける戦争の真相を体感できます。そのものがどういう思いで使われ、その影にどういう人がいるのかがわかります。だからこそ、今私たちは何をしなければいけないのか、未来に向けてどうしていくべきかを語り合えるのです。

父の思い…ふたつ

再開館19周年記念「彼我戦争犠牲者追悼法要式典」が6月19日に執り行われ、全国各地からメッセージが送られてきました。この追悼法要は、全世界のすべての戦争犠牲者に対して、年に1回、6月の第3日曜日に行います。ここに、若者の写真がいくつか供えられています。その1枚は、海軍・陸軍4人の若者が笑顔で写っている写真です。4人は小竹町出身。1人だけ生き残られた方が「同年兵で、部隊も違い、死にかたも違う。自分の友達は若くして亡くなっている。せっかく地元で資料館があるのであれば、写真を置かせてほしい」と資料館に持って来られたそうです。この場が、若くして亡くなられた兵士の安らぎの場となっているのだらうと思います。だからこそ、年に1回の追悼法要は続けていかなければならないのです。



◎ 日中戦争中、救ってくれた日本人青年に思いを寄せて

7月中に開催された企画展「洞山感恨嘆賦」は、“戦い再び起こすまじ”と強い願いが込められた不滅の愛と魂の物語です。

盧溝橋事件の半年後、中国杭州市の洞山で、偶然通りかかった学生通訳の島田孝夫さん(故人)は、日本兵から乱暴された中国人女性たちを救いました。そして、その女性のひとりで、当時16歳であった朱恵君さんが3年後に、島田さんに感謝と恋慕の気持ちを込めてつづった詩を洞山感恨嘆賦といいます。詩文は、「那知二次無縁逢(再会の縁なきを誰か知る)」など切ない心情を記されています。

今回の企画展は、「遺品が語る兵士・庶民の戦争」展で、8月8日から9月11日まで行われます。

◎ 一针一针に込めた家族の願いとは

身内の男性が出陣するときに、家族や知人が走り回って、1,000人以上の女性たちから、長さ1メートルくらいの白木綿の布に赤い糸で一針ずつ糸留めを縫いつけてもらう戦時風習の「千人針(せん にんばり)」。特例として、トラ年生まれの女性は、年齢の数だけ、糸留めを縫うことができ、これは、虎が“千里を走り、千里を帰る”と言ひ伝えにあやかり、兵士たちの生還を願っていました。

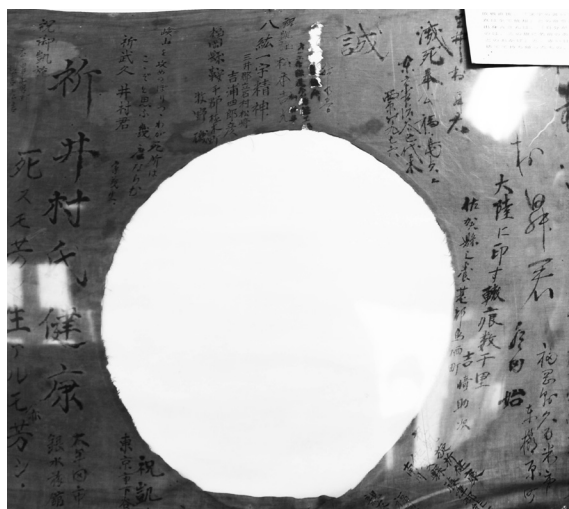
千人針の一枚一枚に込められた女性たちの祈りは、おそらく「武運長久」ではなく、「あなた、どうぞ生きて…」だったのではないのでしょうか。家族たちは、ただただそれだけが願いで、この一枚にすべてを託していました。



◎ 戦地で心を支えたものとは

この国旗は、兵士が戦争に行くときに、家族や学校の先生などの親しい人たちが励ましの言葉を筆で書いた寄せ書きです。

敗戦直後は、“文字の書いてあるものや写真”はすべて焼却するよう命じられ、絶対に日本に持ち帰ることができなかったそうです。なぜこの旗が残っているのか。それは、持ち主が日の丸を切り取り、下着として上からかぶって身に付けて、命がけで日本に持ち帰ったからです。生きるか死ぬかの戦地での過酷な日々の中、「自分が生きながらえたのはこの旗に名前のある親友や先生などのおかげ」という持ち主の思いは、日の丸よりもその人たちを大切に思う思いの方が強かったであろうと父は語っていました。



兵士・庶民の戦争資料館

住所▷小竹町大字御徳4 15-13

開館▷毎週水曜日と木曜日を除く、

13時30分から17時まで

※入館希望は事前に連絡が必要です。

入場料▷無料

問い合わせ▷☎2・8565

お話

兵士・庶民の戦争資料館副館長

武富慈海さん

小学生などに平和教育を行い、遺品が語る戦争の悲惨さや父の思い、そして、一人ひとりが自分のことのように考え、みんなで話し合うことの大切さを伝えています。





▶国土交通省遠賀川河川事務所の専門官などの指導のもと、遠賀川清流ルネッサンスキャンペーンとして行いました。

◎どんな動きしているかな？

6月29日、遠賀川自然公園わくわくごとくりバーから採集した生き物や水質を、北小2年生と5年生が調査をしました。水槽をのぞき込みエビやヤゴ、ギンブナやコイなどの体の形や動きなどの特徴を熱心に観察する子ども達。「カマツカが水槽の端っこにいつもいるのはなぜ？」と疑問に思う様子も見受けられました。

遠賀川の生き物とふれあうことで、川をきれいにする取り組みの大切さを学ぶ1日となったことでしょう。

◎固定資産評価審査委員 再任！

6月の定例会で、固定資産評価審査委員に同意された山崎伸一さん(写真右)、梶原八郎さん(写真右から2人目)、平田優さん(写真右から3人目)の3人が再任となりました。そこで、7月4日に、辞令交付式が行われ、町長から辞令の交付がありました。固定資産評価審査委員は、土地や家屋等にかかる固定資産税の基礎となる固定資産の評価を中立的な立場で審査をします。任期は、平成28年7月1日から平成31年6月30日までの3年間です。



◎最優秀賞！笑顔で報告

7月12日、北小学校が平成28年度学童交通安全運動実践優秀校の最優秀賞を受賞したことなどを、町長に報告しました。これは、交通事故をなくす福岡県民運動本部から交通安全確保のために児童が主体的に活動し、地域住民、保護者なども積極的に取り組んでいる学校と評価され、表彰された賞です。「子ども達と信頼関係を築き、長年にわたる地域ぐるみでの見守る活動を積極的に取り組んだ証です」と荒川庄一郎さんが語ってくれました。

◎明日はきっと楽しいことがある！

同和問題啓発強調月間にあわせて、7月19日にヒューマンバンド「熱と光」代表 宮崎保さんを講師に迎え、小竹町人権講演会を行いました。ハンセン病患者への差別の思いや同和問題などのさまざまな人権差別について、ギターで弾き語り。宮崎さんは、「人権とは人が人として幸せに生きる権利。差別は人を傷つけ、命も奪う。今日、苦しいことがあっても、きっと明日は楽しいことがあるさ」と話してくれました。参加者は、「すべて実話で、その思いに込められた歌がとても心に響いた」と感動していました。





町長の動き

— 6月21日から7月20日まで —

日	本会議	議場
6月21日	JICA表敬訪問	町長室
6月22日	福岡県市町村職員共済組合会	庁内会議室
6月24日	生涯活躍町構想会議	総合福祉センター
6月25日	第15回直鞍農協通常総代会	宮田文化センター
	遠賀川河川事務所副所長来庁	町長室
6月27日	福岡県砂防協会理事会	ホテルレガロ福岡
	平成筑豊鉄道株主総会第2回役員会	田川市民会館
6月28日	飯塚市立病院訪問	町長室
	飯塚駐屯地園林群長協議	
6月29日	七夕飾り(小竹こども園児来庁)	役場玄関前
	九州大学第2内科訪問	九州大学
6月30日	全国基地協議会・防衛施設周辺整備全国協議会	全国都市会館
7月1日		
7月3日	虫の家30周年のつどい	総合福祉センター
	庁議	庁内会議室
7月4日	固定資産評価審査委員辞令交付式	町長室
	原水爆禁止実行委員会来庁	
	民生委員推薦会辞令交付式	総合福祉センター
7月5日	第6回町村会理事会	自治会館
7月6日	大和リース来訪	町長室
7月7日	直方鞍手広域市町村圏事務組合臨時議会	直方市役所
7月8日	議会運営委員会	庁内会議室
7月11日	社会を明るくする運動寄付依頼	町内
7月12日	北小学校交通安全受賞報告	町長室
7月13日	遠賀川中流流域下水道促進協議会定例会	中流浄化センター
7月15日	原水爆禁止 2016年国民平和大行進	役場前
	部落解放同盟鞍手地区共闘会	宮田隣保館
7月17日	小竹祇園山笠	町内
7月19日	小竹町人権講演会	中央公民館
	地域安全推進パトロール出発式	町内会議室
7月20日	自治振興組合臨時議会	自治振興組合
	市町村長特別セミナー	市町村職員研修所

点描

町長コラム

7月10日の参議院選挙結果を受けて、「力強い信任をいただいた」と安倍総理の言葉が報道された。このことと取り出たされているのは改憲勢力が衆参両院で3分の2の議席を占めた歴史的事実だろう。この新しい政治状況のもと、日本の政治や社会はどこへ向かうのか。今後、注視していきたい。6月19日、兵士・庶民の戦争資料館(小竹町御徳)再開館19周年記念「彼我戦争犠牲者追悼法要式典」に参列した。この日、武富慈海副館長

が14年前に逝った初代館長の父への思いを語った言葉が私の心に刻まれた。「戦争で何一つ解決はしない。戦争は悲惨だと誰もが言う。では、その悲惨な戦争の先に何があるのか。誰が起こしたのか。どう責任を取ったのか。いつもこう問いかけていましたね(中略)」。平和の発信基地としての役割を果たし、来館者の方に戦争の愚かさ・悲惨さ、平和の尊さを伝える続けています」と父の志を切々と語り、「平和は壊れやすい大切な宝物」

小竹町長

松尾勝徳

という副館長の思いに感銘を受けた。今年、戦後71年目の暑い夏が訪れる。政界における改憲論議をよそに、悲惨な戦争を風化させないために、「入場無料・実物資料に触れてくださる」の方針を開館以降変えず、「平和」を守り「不戦の思想」を発信する私設戦争資料館の活動に心から敬意を表したい。

新多園句会

茄子トマト胡瓜をそつと庫裡に置く塩川 静子

山の端に片足掛けて虹立てり 増永美智子

後手に農道歩く青田風 丸山のり子

細波が青田の海を吹き抜ける 古賀サチエ

虹消えてふるさとの山残りけり 吉田 公子

雨上り虹燦々と母思う 大塚 尚美

憩たる椅子に一望青田波 山本 繁明

小竹同人句会

阿部天風 選

逆しまに糞付け泳ぐ金魚かな 原賀 静子

なつかしき声透き通る金魚売り 松尾 治子

一匹となりし金魚に留守たのみ 安藤つき子

瓢箪のくびれうらやむ少女かな 松尾清一郎

辻褄のあわぬ夢なり明易き 選者 吟

小竹初音句会

阿部天風 選

山車走大鼓名手のみだれ打ち 豊崎 民恵

窓際のののかな香り青簾 尾上 礼子

絵手紙で風鈴の音届けけり 時川寿美子

咲きこぼす庭の白百合相反す 門田 睦子

夕立や土の匂ひのなつかしき 小嶋 亮子

俳句



高額な医療を受ける前に、限度額認定証はお持ちですか

問い合わせ▶健康増進課保険年金係 ☎ 2・1224

入院等で自己負担額が高額になる医療を受ける予定があるときは、事前に健康増進課保険年金係の窓口(⑧番)で「限度額認定証」の交付申請を行いましょう。限度額認定証を医療機関に提示することで、窓口の負担が自己負担限度額までとなります。

■ 70歳未満の被保険者

1か月(同じ月内)の医療費が高額になったときは、申請して認められると、自己負担限度額を超えた分が後から支給(高額療養費の支給)されますが、あらかじめ限度額認定証の交付申請を行い、認定証を医療機関の窓口に表示すると、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

【自己負担限度額(70歳未満の被保険者)】

区 分	限 度 額 (3回目まで)	限度額(4回目以降※)
旧ただし書き所得 901万円超	252,600円+ (医療費総額-842,000円)×1%	140,100円
旧ただし書き所得 600万円超901万円以下	167,400円+ (医療費総額-558,000円)×1%	93,000円
旧ただし書き所得 210万円超600万円以下	80,100円+ (医療費総額-267,000円)×1%	44,400円
旧ただし書き所得 210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※旧ただし書き所得とは、総所得金額から基礎控除額(33万円)を引いた額。

※同一世帯で過去12か月の間に高額療養費の支給が4回以上あった場合の自己負担限度額。

■ 70歳以上の被保険者

70歳から74歳までの被保険者は「高齢受給者証」を提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額までになります。

【自己負担限度額(70歳以上の被保険者)】

区 分	外来(個人単位)の限度額	外来+入院(世帯単位)の限度額
現役並み所得者	44,400円	80,100円+ (医療費総額-267,000円)×1%
一 般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

⚠ 70歳から74歳までの被保険者で町民税非課税世帯の人

あらかじめ限度額認定証の交付申請を行い「限度額適用・標準負担額減額認定証(区分Ⅰ・区分Ⅱ)」を医療機関に提示すると、窓口での支払いがさらに軽減されます。

■ 申請に必要なもの

①「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請する場合

- ・対象者の国民健康保険被保険者証
- ・印かん

②「標準負担額減額認定証」の長期認定を申請する場合

- ・対象者の国民健康保険被保険者証
- ・現在お使いの認定証(すでに認定証の交付を受けている人)
- ・90日を超える入院日数を証明するもの(領収書、入院日数証明書など)
- ・印かん

■限度額認定証を使い、自己負担限度額までの支払いをした場合でも世帯合算により、高額療養費の支給が受けられる場合があります。詳しくは、健康増進課保険年金係(☎ 2・1224)に問い合わせください。

※ご注意ください

世帯内に転入者や未申告者がいるため、課税状況がわからず世帯区分が判定できない人と国民健康保険税の滞納がある人については、申請しても「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付ができない場合があります。詳しくは保険年金係まで問い合わせください。



平成28年10月1日から 子ども医療の対象者を拡充します

問い合わせ▶健康増進課保険年金係 ☎2・1224

■ 子ども医療費助成制度の対象者

外 来	小学1年生から小学6年生まで(12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)
入 院	小学1年生から中学3年生(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)

※ただし、生活保護法による医療助成を受けている人、重度障害者医療およびひとり親家庭等医療の受給対象者は受給できません。

■ 医療機関窓口での一部負担金額

外 来	1医療機関につき1,200円/月
入 院	小学生・・・1医療機関につき500円/日(月7日限度)

■ 一部負担金額

入 院	中学生・・・1医療機関につき500円/日(月20日限度) ※償還払いとなります
-----	---

【償還払いについて】

中学生の子ども医療費助成については、医療機関窓口でいったん自己負担額の全額をお支払いいただき、後日、小竹町に申請となります。申請を受け付けた後、差額を指定口座(保護者名義)に振り込みます。**申請の際には領収書が必要になりますので、なくさないようご注意ください。**

注

健康保険の対象とならない医療費および入院時食事療養標準負担額、生活療養標準負担額は助成の対象となりません。

■ 子ども医療証の差し替えについて

平成28年10月1日からの制度改正に伴い、子ども医療証の差し替えを行います。

【受付期間】9月1日(木)から9月30日(金)まで

【受付時間】平日8時30分から17時15分まで

(木曜日のみ19時まで)

※期間中および時間中に来庁が難しい場合は、健康増進課保険年金係まで連絡をお願いします。

【受付場所】役場健康増進課窓口(⑧番)

【持参するもの】現在お使いの子ども医療証(白色)

■ 乳幼児医療について

小学校就学前までの乳幼児を対象とした「乳幼児医療費支給制度」について、平成28年10月1日から、名称が「乳幼児医療」から「子ども医療」に変わりますが、実施している内容に変更はありません。

■ 高額な医療を受ける際は、 限度額認定証を併せてお使いください。

入院などで診療費が高額となる医療を受けられる際は、加入されている健康保険の限度額認定証を取得していただきますよう、ご協力をお願いします。



エアコンを使いこなして 夏も冬も省エネ

エアコンは室外と室内の温度差が大きくなると、消費電力量が増します。省エネといわれる「夏28℃、冬20℃」に設定し、室内外の温度差を小さくしましょう。夏はエアコンと扇風機の併用で、冬は服装を工夫して省エネを心がけましょう。

夏



扇風機を
併用しよう!

厚着で体感
温度UP!

冬



一般財団法人九州電気保安協会



児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届の提出をお忘れなく

問い合わせ▶福祉課子育て支援係 ☎2・1219

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている人は、毎年8月に現況届を提出しなければなりません。現況届は、平成28年度(平成28年8月から平成29年7月まで)の受給資格を調査するもので、提出されない場合には、8月分以降の手当の支給が停止になります。

●児童扶養手当の現況届

現在、母子父子家庭等で児童扶養手当を受けている人には、郵送にて個別に通知しています。必要な書類等がありますので、ご確認の上、提出期間内に手続きをお願いします。

▶提出期間 8月1日(月)から8月19日(金)まで

▶提出窓口 役場福祉課(9番窓口)

児童扶養手当は、離婚等で父または母と生活を共にできない児童を養育している人、父または母に重度の障害がある人に支給されます(父または母の死亡等により遺族年金等の公的年金を受給できる場合は、支給されないことがあります)。手当の支給は請求のあった月の翌月からとなりますが、所得により一部の支給が停止となる場合や支給されない場合があります。詳細は問い合わせください。

●特別児童扶養手当の現況届(所得状況届)

現在、特別児童扶養手当を受けている人には、8月9日(火)前後に個別に郵送にて通知する予定です。必要な書類等がありますので、ご確認の上、提出期間内に手続きをお願いします。

▶提出期間 8月12日(金)から8月30日(火)まで

▶提出窓口 役場福祉課(9番窓口)

特別児童扶養手当は、20歳未満で身体または精神に重度もしくは中度障害のある児童を養育している人に支給されます。手当の支給は請求のあった月の翌月からとなりますが、所得により支給が停止となる場合があります。詳細は問い合わせください。



はかりの定期検査を行います

問い合わせ▶指定定期検査機関 一般社団法人 福岡県計量協会 ☎092・939・2945

計量法に基づき、はかりの定期検査を以下のとおり実施します。はかりを取引・証明に使用している人は、必ず受検してください。検査の対象は商店や事業所で取引や証明用に使用している「はかり・分銅・おもり」です。大型のはかり(ひょう量が300kgを超えるもの)の検査については、問い合わせ先までご連絡ください。

【日時】9月6日(火)

10時から12時まで / 13時から15時まで

【場所】小竹町総合福祉センター



【検査手数料一覧表】

非自動はかり			金額
検出部が電気式 または光電式の もの	(ひょう量)	100kg以下	1,400円
		250kg以下	1,800円
		300kg以下	2,200円
棒はかりまたは光電式以外のばね式指示はかりのうち、直線目盛があるもの			250円
上記以外のもの	(ひょう量)	100kg以下	500円
		250kg以下	900円
		300kg以下	1,500円
分銅または定量おもり、もしくは定量増おもり			10円

◎最小の目量または感量がひょう量の10,000分の1未満のものにあっては、2倍の金額となります。



お盆期間中のごみ収集・し尿処理等について

問い合わせ▶農政環境課環境係 ☎2・1946

【ごみ収集のお休み・収集日の変更について】

種 類	収集地域	変更内容
固形燃料用ごみ	町内全域	8月12日(金)・15日(月)は収集を行いません。

▶刈草および^{せんてい}剪定枝等は、自主持ち込みができます。

※夾竹桃(キョウチクトウ)など受け入れできない種類の植物がありますので、事前に連絡してから持ち込むようにしてください。

持ち込み場所	エー・アール・シー株式会社 住所：小竹町御徳135-43 TEL：09496-2-2024 フリーダイヤル ☎0120-663032
--------	---

料金表（別途消費税がかかります）

刈草 (重さに関係なく)	軽トラック	3,900円/台
	2トン車	4,800円/台
木くず	(枝・幹類)	9,600円/トン
	(伐根)	13,400円/トン
竹くず	(幹類)	15,300円/トン
	(伐根)	18,000円/トン

【し尿くみ取り日の変更について】

対象地域	変更内容
町内全域	8月12日(金)から8月15日(月)まで、くみ取りは行いません。このため、地区によっては、くみ取り日が2～3日前後することがあります。ご理解とご協力をお願いします。

▶臨時のくみ取りについては、8月8日(月)までに、(株)エーアンドシー(☎2・1197)へ直接お申し込みください。

【精霊流しについて】

指定場所	小竹町役場前 遠賀川河川敷駐車場
日 時	8月15日(月) 17時から22時まで

▶初盆等の精霊船や供え物を河川等に流すと、景観を損なうとともに停滞した供え物が腐敗し、環境を汚染するばかりではなく、下流域の住民に多大な迷惑をかけることになります。河川等には流さずに町が指定する場所で行ってください。

▶精霊船や供え物は、その場に置かずにできるだけお持ち帰りいただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。



【犬や猫を飼っている皆さんへ】

▶不用犬の引き取りについて、8月12日(金)から8月15日(月)までは、不用犬の引き取りはいたしません。

▶ペットのふんについて、役場に多くの苦情が寄せられています。ペット飼い主の皆さんは、ペットに十分な運動を与えることや清潔さを保ってあげることはもちろんですが、動物の習性を良く知り、隣近所に迷惑がかからないように心がけてください。また、ペットの散歩に行く時は、ふんの後始末ができるもの(ビニール袋等)を持参し、責任を持って処理してください。

▶犬の放し飼いはやめましょう。

▶飼っている犬がいなくなった時は、すぐに嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所(☎0948・21・4973)に連絡してください。



学域・職域献血ご協力のお願い

問い合わせ▶福祉課一般福祉係 ☎2・1219

【期日】9月15日(木)

【場所・時間】小竹高等技術専門学校▶9時から12時まで
町総合福祉センター▶14時から16時まで

【内容】400ml献血

※200ml献血と成分献血は行いません。また、治療や薬の服用などによっては、献血ができない場合があります。



老齢基礎年金の 支給繰り上げと繰り下げについて

問い合わせ ▶ 健康増進課保険年金係 ☎ 2・1224 / 直方年金事務所 ☎ 0949・22・0891

老齢基礎年金は、65歳から受けるのが原則ですが、資格期間を満たしている場合、本人の希望により年金の受給開始を「繰り上げ」または「繰り下げ」して支給を受けることができます。

■ 支給の繰り上げ

60歳から64歳までの間に申請して受給を早めることができますが、減額された年金を生涯受けることになります。

■ 支給の繰り下げ

66歳から70歳までの間に申請すると、増額された年金を受け取ることができます。

【請求先】

◆ 第1号被保険者のみ(国民年金のみ)の期間の人は、健康増進課保険年金係に請求してください。

◆ 1か月でも第2号被保険者期間(厚生年金または共済組合の期間)または第3号被保険者期間(第2号被保険者に扶養されている

た配偶者)がある人は、直方年金事務所に請求してください。



繰り上げ請求は慎重に

65歳前に老齢基礎年金を請求すると年金額が減額されるほか、次のことにご注意ください。

▼ 繰り上げ請求後、障害の状態になっても障害基礎年金の請求はできません。

▼ 寡婦年金は受けられません。

▼ 国民年金の任意加入ができなくなります。繰り上げ請求後、国民年金に再度加入することはできません。

▼ 一度、繰り上げ請求をすると、取り消すことはできません。



身体障害者巡回相談のお知らせ

問い合わせ ▶ 福祉課一般福祉係 ☎ 2・1219

【期日】9月15日(木)

【会場】マリーホール宮田(宮若市)

【受付時間】▼ 9時30分から11時まで ▼ 12時30分から14時まで

※ 10時から診察開始です。

※ 12時から13時までは診察を行いません。

※ 予約人数が20人以下の場合、午前中までで終了します。

【相談内容】

肢体不自由の補装具費

の新規支給、再支給、修理

の要否判定、処方など。た

だし、電動車椅子、座位保

持装置、重度障害者用意思

伝達装置については相談

のみで、判定は行いません。

※ 予約が必要です。肢体不

自由の補装具費の新規支

給、再支給、修理を希望す

る場合は、事前に福祉課一

般福祉係までご連絡をお

願いします。

● 巡回相談では、身体障害

者手帳の診断書の作成は

行いません。手帳を希望す

る人は、県が指定した最寄

りの指定医師がいる病院などで作成してもらってください。

【その他】

■ 診察・相談等の担当

① 肢体不自由の担当医師

(整形外科医師またはリハ

ビリテーション科医師)

② 市町村、更生相談所

■ 持参するもの

(障害のある人ご本人が必ず来場してください。)

▼ 印かん

▼ 身体障害者手帳

▼ 補装具費再支給の場合

は、前回支給の補装具

▽ 補装具修理の場合は、修

理が必要な補装具

※ 指定された会場以外を

希望する場合は、事前に居

住地の市町村に問い合わせ

てください。





平成28年9月から平成28年度臨時福祉給付金および 障害・遺族年金受給者向け給付金の申請が始まります

問い合わせ▶福祉課一般福祉係 ☎2・1219

臨時福祉給付金とは

平成26年4月に実施した消費税率の引き上げに伴う所得の少ない人への影響を緩和するための支援です。

障害・遺族年金受給者向け給付金とは

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及ぶにくい所得の少ない年金受給者への支援です。

【支給額】

■臨時福祉給付金

▽1人につき三千円

■障害・遺族年金受給者向け給付金

▽1人につき三万円

【対象者】

■臨時福祉給付金

▽平成28年度分の住民税が課税されていない人

※平成28年度分の住民税において、課税者の扶養となっている場合、生活保護受給者である場合等を除く。

■障害・遺族年金受給者向け給付金

▽右記のうち、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給している人

※平成28年度臨時福祉給付金との併給可能

※ただし、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金(平成28年4月から7月まで実施)を受給された人については、障害・遺族年金受給者

向け給付金を受給することはできません。

◆対象となる可能性がある人には、申請書一式を郵送予定(8月下旬頃)です。申請書一式が届いた人全員が対象となるとは限りません。

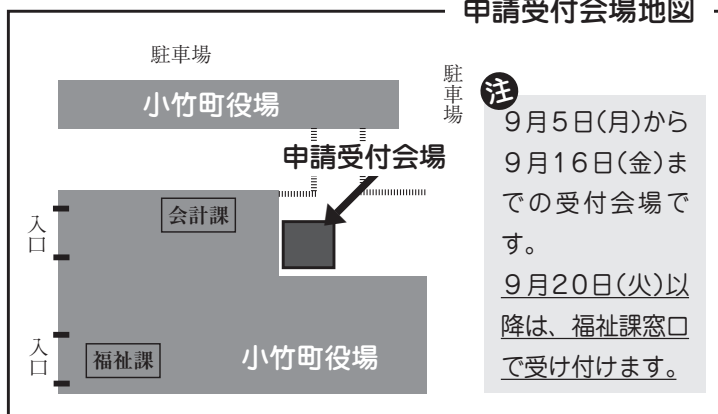
【基準日】平成28年1月1日

※基準日時点で住民票が小竹町にある人が対象です。

【申請期間】平成28年9月5日(月)から平成29年2月6日(月)まで

※窓口受付は、平日の8時30分から17時15分まで(木曜日のみ19時まで)

申請受付会場地図



今月の納税

税金は納期限までに納めましょう

問い合わせ▶税務住民課収納係 ☎2・1216

集合税

-町県民税・固定資産税・国民健康保険税-

納期限 8月31日(水)

【口座振替日 8月25日(木)】

■税の公平性

納付期限内に税金を納めた人との税の公平性を保つため、納期限が過ぎた後も納付がない場合、督促状を送ります。督促後、完納されないときは差押え等の処分の対象になりますので、納期限までの納付をお願いします。

■口座振替による納税について

振替日は毎月25日(振替日が休日の場合は翌営業日、12月と2月は22日)です。自動的に指定の口座から税金が引き落とされるので、納め忘れの心配がありません。手続きは、町指定金融機関(福岡銀行、西日本シティ銀行、福岡びびき信用金庫、飯塚信用金庫、直鞍農協、ゆうちょ銀行)または税務住民課で行えます。



糖尿病教室のご案内

問い合わせ▶町立病院事務局☎2・0282

町立病院では、糖尿病教室を開催しています。教室に参加して糖尿病を学び、日常生活を見直してみませんか？

【日時】8月4日、8月18日、8月25日の木曜日
▷16時30分から(40分程度)

【内容】※毎月実施します。

木曜日	内 容	講 師
8月4日	糖尿病はどんな病気？	副院長
8月18日	糖尿病と食生活について	管理栄養士
8月25日	食事療法の実際	

【対象者】どなたでもお気軽に参加できます

【場所】町立病院2階リハビリテーション室

【申込先】町立病院☎2・0282(事務局)

※毎月実施します。



登校(園)日のお知らせ

問い合わせ▶教育課学校教育係☎2・1961
小竹こども園☎2・3855

	夏休み中の 登校(園)日	2学期始業式
町内 各小学校	8月5日(金) 8月21日(日)	9月1日(木)
小竹中学校	8月5日(金)	
こども園 (1号児)	8月5日(金) 8月30日(火) 8月31日(水)	



小竹こども園と 子育て支援センター

たけのこ情報

6月22日(水)、子育て支援センターで、読書アドバイザー 辻洋一さんによる、『絵本の選び方・楽しみ方』講演会を行いました。



☆ 良い絵本の条件とは ☆

同じ言葉の繰り返しや無駄な言葉がない絵本が、次のページをめくる楽しみや期待につながる。

☆ 選び方とは ☆

最初は食べ物や乗り物など生活に密着した絵本からはじめること。

☆ 読み聞かせのポイントとは ☆

イメージの世界を大切するために、絵本を動かしたり、途中で言葉をはさんだりしないこと。



参加した保護者から、「良い絵本に出会えてよかった。これからの絵本選びに、とても参考になるお話が聞けました。」という感想もありました。子どもの育ちにはもちろん、大人にも絵本は安らぎになります。ご家庭でも良質の絵本を選び、親子での絵本タイムを楽しんでください。

みんな集まれ！！『こたけプレーパーク』

中央公民館だより



未就学児から小学6年生までを対象に、自然遊びやいろいろな体験を推進する目的で、毎年実施しています。

第1回目(6月19日)は、遊びの達人PLAY FUKUOKA 折居さん(ゴリさん・くうさん)を招き、町民体育館で約30人の子ども達と新聞遊びやロケット飛行機遊びをしました。

ロケット飛行機は、ゴムの動力で、体育館の天井に届く高さまで飛びました。子ども達は大喜び。参加した保護者や地域ボランティアの皆さんも童心に返って一緒に楽しみました。

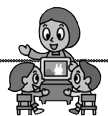


一緒に遊びませんか？

☆ 次回 ☆

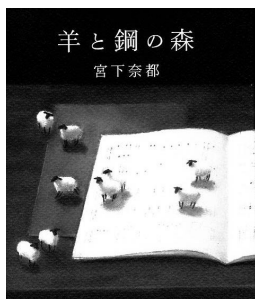
8月7日(日)10時30分から、手作り水鉄砲遊びを実施します(9月以降も毎月第1日曜日に実施)。詳しくは中央公民館まで問い合わせください。

図書室新刊のお知らせ



羊と鋼の森

著 / 宮下奈都
文藝春秋社



「才能があるから生きていくんじゃない。そんなもの、あったって、なくなっても、生きていくんだ。あるのかないのかわからない、そんなものにふりまわされるのはごめんだ。もっと確かなものを、この手で探り当てていくしかない。(本文より)」17歳、偶然体育館へ案内したことで、ピアノの調律を知った。彼が調律師として、人として成長する姿を温かく静謐な筆致で綴った、祝福に満ちた長編小説。

このあとどうしちゃう

著 / ヨシタケシンスケ
プロンズ新社



おじいちゃんは、しぬのがこわかったのかな？たのしみだったのかな？しんだおじいちゃんのノートをひらいてみると…。

てんごくやかみさま、じごくについて しんだあとのことがいろいろ書いてあったんだ。

しんだらどうなる？どうしたい？しんだあとのこと、生きている間に考えてみよう。

ヨシタケシンスケの発想えほん、第3弾。

開館時間

8:30~17:15

問い合わせ

中央公民館

☎2・0452



ぺんぎんたいそう



ぺんぎんたいそう

著 / 齋藤 慎

福音館書店

ぺんぎんたいそう はじめ！水族館で見かけるぺんぎんの動きが、体操にピッタリ！赤ちゃん絵本。

相談

補聴器交付(修理)

巡回相談

【日時】8月18日(木)10時から11時まで

【場所】小竹町総合福祉センター図書室

【持参するもの】身体障害者手帳、印かん、補聴器

●交付(修理)を受けた場合は、世帯の負担能力に応じて費用が必要です。

【問い合わせ】福祉課一般福祉係 ☎2・1219

小竹町社会福祉協議会 無料法律相談

【日時】8月12日(金)12時から13時まで受付、13時開始

【場所】小竹町総合福祉センター

【問い合わせ】小竹町社会福祉協議会 ☎2・2028

行政相談を 受け付けます

【日時】8月23日(火)10時から12時まで

【場所】役場1階ロビー

●相談無料・秘密厳守

【問い合わせ】まちづくり政策課まちづくり推進係 ☎2・1214

全国一斉

高齢者・障害者の人権

あんしん相談強化週間

9月5日(月)から9月11日(日)までの7日間で、人権擁護委員と法務局職員が無料で相談に応じます。生活上の心配ごと、家庭内や近隣でのトラブル、嫌がらせや虐待などの悩みや困りごとがある人は、お電話ください。

相談電話番号

☎0570・003・110



(みんなの人権110番 全国共通人権相談ダイヤル)

【時間】9月5日(月)から9月9日(金)まで ▼8時30分から19時まで

9月10日(土)・9月11日(日) ▼10時から17時まで

●秘密厳守

【問い合わせ】福岡法務局人権擁護部 ☎092・832・4311

くらし・くらし・家計

困りごと相談室

生活に困りごとや不安などを抱えている人のために、自立に向け

た支援を行います。

【対象者】町内に在住の人

【日時】月曜日から金曜日まで ▼9時30分から17時30分まで ※祝日も開所

【場所】福岡県自立相談支援事務所

●相談無料・予約制・秘密厳守

●小竹町役場・ご自宅でも相談可能

【問い合わせ】福岡県自立相談支援事務所 ☎093・203・1630

直方調停協会主催の

無料調停相談会開催

【日時】8月26日(金)10時から15時まで

【場所】ユメニティのおがた

【相談事項】金銭問題(消費者金融を含む)、交通事故、土地・家屋、家庭問題、公害(騒音・悪臭など)、戸籍、相続、その他一切の法律問題

【問い合わせ】福岡地方裁判所直方支部庶務課 ☎0949・22・0522

【時間】9月5日(月)から9月9日(金)まで ▼8時30分から19時まで

9月10日(土)・9月11日(日) ▼10時から17時まで

職場のパワハラ

セクハラ集中相談会を開催します

一人で悩まず、ご相談ください。マタハラ、その他労働に関する悩みもお聞きます。

【日時】9月14日(水)9時から20時まで ▼9月15日(木)9時から20時まで

まで

【場所】福岡県筑豊労働者支援事務所(福岡県飯塚総合庁舎別館)

【対象者】労働者、事業主

●来所面談・電話どちらでも可

●秘密厳守・無料・予約不要

【問い合わせ】福岡県筑豊労働者支援事務所 ☎0948・22・1149

募集

福岡県学習支援教室

受講者募集中!

学校の予習復習による基礎学力の向上および日常生活の習慣形成と社会性の育成を目指します。

※進学のための学習主体の教室ではありません。

【日時】毎週土曜日の9時30分から11時30分まで

【場所】町中央公民館

【応募資格】町内に住む小学4年生から6年生までの児童

【募集人員】10名程度(※応募多数の場合は先着順)

【費用】無料

【申し込み・問い合わせ】福岡県学習支援事業受託団体NPO法人ワークーズコープ(担当・手塚) ☎080・8954・2488

福岡県

飲酒運転は、
絶対しない! させない! 許さない!



～みんなの力で飲酒運転をなくしましょう～

8月25日から31日までは、飲酒運転撲滅週間です。

飲酒運転は重大な犯罪であり、「罰金や懲役」、「運転免許の取消」、「会社の解雇」など、非常に重い罰則や社会的制裁が課されます。また、飲酒運転事故は、被害者、加害者、そして両方の家族の生活を大きく変えてしまいます。

平成28年度

自衛官採用試験案内

【受験資格】▼一般曹候補生・自衛官候補生(3・4月男・女)：18歳以上27歳未満の人 ▼航空学生(男女)：高卒(見込含む)21歳未満の人

【受付期間】9月8日(木)まで

【試験期日】▼一般曹候補生、自衛官候補生(男)：9月17日(土)

▼自衛官候補生(女)：9月23日(金)、9月24日(土) ▼航空学生(男女)：9月22日(木)

【問い合わせ】自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所 ☎0948・22・4847

平成28年度
福岡県下水道排水設備
工事責任技術者更新講習



平成28年度

福岡県下水道排水設備
工事責任技術者更新講習

【日程】飯塚会場▼11月24日(木)

【申込期間】8月22日(月)から9月2日(金)まで

【講習会場】飯塚会場▼福岡県立飯塚研究開発センター

【申し込み・問い合わせ】上下水道課 下水道係 ☎2・1945

【試験期日】10月16日(日)

直方・鞍手・広域市町村圏事務組合 消防吏員採用試験案内

【受験資格】▼平成2年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 ▼消防吏員として任務遂行に支障の無い身体を有する人

【試験期日】10月16日(日)

【申込み受付期間】8月8日(月)から9月9日(金)まで(8時30分から17時15分まで)

※土・日・祝日は受付できません。

郵送の場合▼8月8日(月)から9月2日(金)まで※当日消印有効

【申込書の請求先】直方・鞍手・広域市町村圏事務組合消防本部総務課

または、鞍手・小竹・宮若出張所 ※消防本部ホームページからもダウンロードできます。

【問い合わせ】直方・鞍手・広域市町村圏事務組合消防本部総務課 ☎0949・32・1136

福岡県職員採用試験
短大卒業程度【Ⅱ類】
高校卒業程度【Ⅲ類】

【日程】9月25日(日)

【受付期間】8月15日(月)から8月26日(金)まで※当日消印有効

【受験資格】Ⅱ類▼平成3年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人 Ⅲ類▼平成5年4月2

日から平成11年4月1日までに生まれた人

Ⅲ類▼平成5年4月2

Ⅲ類▼平成5年4月2

日から平成11年4月1日までに生まれた人。ただし、大学における在学期間が2年を超える人を除く。

【問い合わせ】人事委員会事務局任用課 ☎092・643・3956

お知らせ

下水道展2016

遠賀川中流浄化センターを見学しませんか？

【日時】9月11日(日)10時から15時まで

【場所】遠賀川中流浄化センター

【内容】施設見学、イベントコーナー(かき氷など)

【問い合わせ】上下水道課下水道係 ☎2・1945

求職者支援訓練のご案内

雇用保険を受給できない求職者の人などを対象として、厚生労働省の認定を受けた民間訓練機関が職業訓練を実施しています。

なお、訓練期間中、一定の要件を満たす人に「職業訓練受講給付金」を支給します。(職業訓練受講手当

▼月額10万円、通所手当)また、訓練の受講に関しては要件がありますので、詳しくは当ハローワーク訓練窓口でご相談ください。

【問い合わせ】直方公共職業安定所訓練担当 ☎0949・22・3213

地元で農業をはじめてみませんか？

飯塚地域新規就農相談会のお知らせ

飯塚地域の市町・J・A・県農林事務所等で構成される飯塚地域担い手・産地育成総合支援協議会では、新規に農業をはじめたい人を対象に相談会を開催します。

これから農業を目指したい人、本格的に農業に取り組みたい人、一度ご相談ください。

【日時】8月12日(金)10時から16時まで

【場所】福岡県飯塚農林事務所飯塚普及指導センター

【内容】就農や就業に向けた研修や支援制度の説明や相談

【問い合わせ】福岡県飯塚農林事務所飯塚普及指導センター ☎0948・23・4154(担当 藤野 岩田)



毎週木曜日は
窓口業務を午後7時まで
延長しています

- ▷ 祝日は除きます
- ▷ 業務内容によっては、当日処理ができない場合があります



のおがた警察署 街頭犯罪だより

管内街頭犯罪発生状況

	6月中		6月末まで	
	件数	前年比	件数	前年比
車上ねらい	3件	-46件	17件	-46件
自転車盗	17件	-1件	65件	-1件
空き巣	6件	+3件	29件	+3件

もう一度振り向いて！！

夕方6時から深夜の間に、駅周辺での道路上で背後から襲われる被害が多発しています。人につけられた時は迷わず110番通報を！

- ▷ 明るい道を通って2人以上で帰りましょう。
- ▷ 防犯ブザーを持ち、防犯対策をしましょう。
- ▷ いつでも周囲を警戒しましょう。



直方警察署 ☎0949-22-0110

パソコン教室 開催 Windows10 中級コース

基本ソフト(Windows10)、ワープロソフト(Word2013)、および表計算ソフト(Excel2013)の基本操作をベースに、グラフィック機能等を使った文書作成、データベース機能、PDIの作成等の応用操作を習得できます。

【日時・定員】8月22日(月)から8月26日(金)までの5日間 ▼ 昼の部 13時30分から16時30分まで ▼ 10人 ▼ 夜の部 18時から21時まで ▼ 10人
【場所】福岡ソフトウェアセンター
【対象者】文字入力および基本操作ができる人
【受講料】一万円(教材費込み)
【問い合わせ】嘉飯桂産業振興協会 ☎0948・21・3777

健康診断のご案内

町立病院では、健康診断・特定健診を受け付けています。

【検査項目】身体計測、血圧、検尿、血液、視力、心電図、血液検査、肝炎検査、胸部X線、胃X線など

【料金】検査項目によって、異なります。事前に町立病院医事係まで問い合わせください。

【申込方法】健診前日の16時までに事務局(☎2・0282)に予約をしてください。

【問い合わせ】町立病院事務局 ☎2・0282



ふくおか子育て マイスター認定研修会

福岡県では、高齢者の皆さんに、その豊かな知識や経験を生かして地域の子育て支援の現場で活躍するための「ふくおか子育てマイスター」制度を実施しています。

【日程】10月4日(火)から10月28日(金)までのうち、指定の7日間

【場所】イイヅカコミュニティセンター

【対象者】60歳以上の子育て支援活動に関心がある人

【受講料】無料

【問い合わせ】福岡県70歳現役応援センター内「ふくおか子育てマイスター」コーナー ☎092・481・1312 ▼ 電話応対 月曜日から金曜日の9時から17時まで ▼ 窓口応対 月曜日・水曜日の10時から16時まで

夏季における ワークライフバランス の推進について

多くの企業で夏季休暇を設定されている夏場に、社員の仕事と生活の調和(ワークライフバランス)を推進していかねばならない。

年次有給休暇についてあらかじめ労使協定で取得日を特定しておく計画的付与制度や、会社の休みに有給休暇を足して連続休暇とする「+1(プラスワン)」休暇を活用して、リフレッシュしてください。

また、日照時間の長い夏場だからこそ、朝型勤務などで仕事は早めに切り上げ、夕方には家族と過ごすなど私生活を充実させる「ゆうつ」をすすめてください。

【問い合わせ】福岡労働局指導課 ☎092・411・4894

小竹町ふれあい運動会 休止のお知らせ

今年度の小竹町ふれあい運動会は休止となりました。来年度以降は誰もが気軽に参加できるスポーツイベントを開催する予定です。で、決定次第お知らせします。

10,000円で、11,000円分のお買い物!! 平成28年度小竹町ふれあい商品券

総額 4,000 万円

一般商品券は、3,000万円
リフォーム商品券は、1,000万円

ハガキによる事前申込抽選制!!

▶ 詳しくは、チラシをご覧ください。
▶ 問い合わせ: 小竹町商工会 ☎2・0315

愛のともしび

小竹町社会福祉協議会へ

■ 香典返し

故 野邊 アツ子 様(御徳三区) 遺族 田口 洋子 様

故 山本 富弘 様(新山崎区) 遺族 山本 照代 様

故 河島 ヤチヨ 様(中央区) 遺族 河島 千秋 様

人 population の動き

6月末現在

■ 人 □ 8,054 人

男性 3,812 人 女性 4,242 人
出生 4 人 死亡 13 人
転入 24 人 転出 31 人

■ 世帯数 3,947 世帯

ごみ garbage of refuse-derived fuel の量

6 月末現在

152,410kg (前月比 - 16,680 kg)

ごみの減量と資源回収にご協力お願いします

資源回収事業として、紙類・衣類は資源回収団体の皆さんが役場前で回収(月1回)しています。

▶ 回収日 8月21日(日)9時から12時まで

交 a traffic accident 通事故の発生件数

6月末現在・()は前年同月比

	6 月中	6 月末累計
発生件数	3 件 (- 1)	19 件 (+ 3)
死者数	0 人 (± 0)	0 人 (± 0)
傷者数	3 人 (- 2)	26 人 (+ 3)



大会に向けて、いよいよ厳しい訓練も追い込みへ

— 小竹町消防団が第24回福岡県消防操法大会ポンプ車操法に出場します —



小竹町消防団は、9月4日(日)に県消防学校で開催される第24回福岡県消防操法大会ポンプ車操法に、宮若・鞍手支部を代表して出場します。

消防団員は、日々さまざまな訓練を行い、その一つとして「消防操法」があります。「消防操法」とは、消火活動に必要な器具操作・動作の基本となるもので、総務省消防庁の定める「消防操法の基準」に基づく火災消火を想定した基本操作の訓練のことです。この訓練は、ホースを延長し、防火水槽から給水、火を消すまでの一連の手順を行います。

大会では、規律、迅速な行動・動作、確実な操作、安全性を競い合います。そのため、基礎体力の向上と操法技術を磨くため、直轄消防本部の消防士を教官として迎え、選手、団員は、今年の4月から約半年間にわたる、厳しい訓練を行っています。

監督 副団長の豊崎能利雄さんは、「まずは、基準値より5秒早い目標タイムを超えられるように訓練をしている。8月には出場選手も決まり、これから本格的にタイムを詰めていき、その中で節度ある行動をどのように達成するのか、それを達成しない限り良い成績は残せられないと考えている。」と話してくれました。また、指揮者の中川秀一さんは、「目標は優勝。ホースを巻いたり選手以外の団員の応援があつてこそその大会。選手だけではできない。ここが小竹町消防団の団結力だと思います。」と語ってくれました。

